

政令第 号

商品先物取引法施行令の一部を改正する政令

内閣は、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二百二十条の三及び第二百四十条の十九において準用する金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一百一号）第十条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

商品先物取引法施行令（昭和二十五年政令第二百八十号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項中「掲示する方法又は勧誘方針を閲覧に供する方法及び次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める」を「掲示し、又は閲覧に供する方法及び主務省令で定めるところにより勧誘方針を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（法第九十八条第一項に規定する自動公衆送信をいう。第三十九条第二項において同じ。）により公衆の閲覧に供する方法並びに商品先物取引業者がその本店等以外の支店その他の営業所又は事務所（外国の法令に準拠して設立された法人又は外国に住所を有する者にあつては、国内における従たる営業所又は事務所。以下「支店等」という。）において商品取引契約の締結を行う場合にあつては、商品取引契約の締結を行う支店等ごとに、勧誘方針を見やすいように掲示し、又は閱

覧に供する」に改め、各号を削る。

第三十九条第二項中「揭示する方法又は勧誘方針を閲覧に供する方法及び次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める」を「揭示し、又は閲覧に供する方法及び主務省令で定めるところにより勧誘方針を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供する方法並びに商品先物取引仲介業者がその支店等において商品先物取引仲介行為を行う場合にあつては、商品先物取引仲介行為を行う支店等ごとに、勧誘方針を見やすいように揭示し、又は閲覧に供する」に改め、各号を削る。

附 則

この政令は、令和六年十二月十五日から施行する。

理 由

商品先物取引業者及び商品先物取引仲介業者が勧誘方針を定めたときにこれを公表する方法について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供する方法を義務付ける必要があるからである。